

## 仕様書

件 名 酒田市議会議員選挙 選挙公報配布業務委託【単価契約】  
委託期間 契約日～令和7年10月27日  
履行場所 酒田市内

- 1 酒田市飛島区域と選挙公報配布区域内不在者投票指定施設（別紙1）を除く、酒田市内全域への公報配布を委託する。配布対象は約42,500世帯。
- 2 選挙公報1種類を一部とする。
- 3 委託における費用は、配布単価×配布部数とする。
- 4 受託者は、選挙管理委員会（以下、「選管」という。）から選挙公報を受け取った日を含め4日以内に配布完了するものとする。
- 5 市民から選挙公報の配布洩れの連絡や意見等があった場合、選管と協議の上、即座に対応するものとする。
- 6 本業務が完了したときは、遅滞なく選管が示す選挙公報配布枚数報告書（別紙2）を提出し、選管が行う検査を受けなければならない。
- 7 受託者は誠意をもって契約を履行するものとする。
- 8 選管は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して委託料を支払うものとする。
- 9 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。受託者は、再委託する場合には、選管が定める様式により選管に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 10 上記を含む一連の流れは下記に示すとおりである。
  - 印刷所等より直接指定場所に搬入し、選管で立ち会う。
  - 受取後、当日を含め4日以内に配布完了し、電話で選管に報告する。
    - ・ 配布漏れのないように十分注意し、区域内の全世帯に配布する。
    - ・ 病院や老人ホームなど選挙公報配布区域内不在者投票指定施設（別紙1）には配布しない(選管から直接配布するため)。
    - ・ 居住しているかどうか判断できない場合は配布する。
    - ・ 企業には配布する必要はないが、住宅を兼用している店舗には配布する。
  - 市民から「（選挙公報が）届いていない」「汚れている」等の申し出が選管にあった場合、選管からの指示を受けた受託者は即対応し、顛末を報告する。
  - 残った選挙公報等は投票日まで保管し、投票日翌日に選管へ返却する。
  - 投票日翌日に選挙公報配布枚数報告書（別紙2）を提出し、検査を受ける。
  - 検査に合格したときは、請求書を提出する。